

0950-3029
公立宮崎第269号
平成30年3月29日

各所属長 殿

宮 崎 県 教 育 長
公立学校共済組合宮崎支部長
(公 印 省 略)

平成30年度「臨床心理士相談事業」の実施について（通知）

このことについて、職員等の心身の健康の保持増進を支援するため、宮崎県教育委員会と公立学校共済組合宮崎支部は共同して、臨床心理士相談事業を下記のとおり実施します。

つきましては、貴所属の職員へ事業内容を周知していただくようお願いします。

記

1 事業の概要

(1) 臨床心理士相談室（全職員対象）

相談員（臨床心理士）が県立図書館の相談室で、電話又は面談により相談に対応します。相談日時の詳細については、別途通知します。

対 象 者：宮崎県教育庁及び宮崎県の教育機関（県立学校を含む）に所属する職員（臨時及び非常勤の職員を含む）とその家族 公立学校共済組合宮崎支部組合員とその家族
相談日時：原則第2・第4日曜日 10:00～15:00 (相談員の都合により変わる場合もあります。)
相談場所：県立図書館2階 相談室
相談電話：0985-29-8958
相談方法：電話相談、面接相談（要予約） ※ 面接相談は事前予約制ですので、希望者は事前に宮崎県教育庁財務福利課（0985-26-7242）にお電話ください。

(2) 臨床心理士出張相談（全職員対象）

所属からの依頼を受けて、臨床心理士が各所属に出張し、相談の対応やメンタルヘルス等に関する講話を行います。

出張相談を希望する所属は、臨床心理士出張相談実施要領に定める派遣申込書(様式1)を宮崎県財務福利課に御提出ください。

(3) 臨床心理士「復職支援相談」（休職者対象）

精神疾患により休職中である教職員、その家族、所属長等に対し、臨床心理士が職場復帰についての悩みや不安の相談に応じ、復職に向けた支援を行います。

相談実施の手続き等については、別途、実施要領とあわせて通知します。

2 相談内容等

相談者が相談した内容は、相談員の守秘義務において扱われます。

相談の内容は問いません。相談は無料です。

3 相談利用時の服務上の取扱い

(1) 県立学校職員及び県教育庁等職員

県立学校職員及び県教育庁等職員については、相談利用に要する時間は「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第2号により、職務に専念する義務の免除となります。

なお、この相談への出席は、「有給休暇の承認の基準」第2号に該当する特別休暇となりますので、休暇処理簿等による承認手続きで処理してください。

(2) 県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員

県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員については、各学校設置者の定めるところによります。

4 添付資料

- 臨床心理士出張相談実施要領

(問合せ及び申込先)

〒880-8502

宮崎市橋通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁財務福利課

福利厚生担当 福良

電話：0985-26-7242

FAX：0985-25-7137